

**令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会
第1回滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会
議事録**

開催日時	令和5年10月2日(月) 9時24分～11時33分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席2人 (定数3人) 労働者代表委員 出席3人 (定数3人) 使用者代表委員 出席3人 (定数3人) 事務局 4人
出席者	公益代表委員 木下康代 佐野洋史 労働者代表委員 相澤三千代 旭 光輝 濱崎 浩 使用者代表委員 枝國聡司 中村 淳 西田保夫 事務局 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	・滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「令和5年度 第1回 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告いたします。

公益側代表委員2名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計8名のご出席をいただいています。なお、公益側代表の石井委員は事前の連絡によりご欠席です。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

また、合同専門部会で本専門部会の部会長を佐野委員に、部会長代理を木下委員に就任していただくことが決定しています。

それでは、これからの進行を、佐野部会長にお願いいたします。

○部会長

みなさん、おはようございます。

本部会の議事進行を務めます部会長の佐野です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、本日お配りしております資料の説明をさせていただきます。

資料 No. 1 は、滋賀県鉱工業指数（令和 5 年（2023 年）7 月速報）となっております。この資料につきましては、先日開催しました合同専門部会でお配りした資料の最新データとなっております。概要としまして、生産及び出荷指数は 3 か月ぶりの低下、在庫指数は前月と同じとなっております。

資料 No. 2、15 ページにつきましては、令和 5 年度 特定（産業別）最低賃金結審状況（窯業・土石製品製造業関係）となっております。

なお、改定前最低賃金額が赤字のものにつきましては、本年度の地域別最低賃金を下回っているもの、また、網掛けにつきましては改正審議の必要性なしまたは申出のなかったものとなっております。

他局の結審状況ですが、現在のところ、窯業・土石製品製造業につきましてはまだ結審している局はありません。

以上です。

○部会長

ただ今の説明に対して、ご質問等ないでしょうか。

○各委員

〔質問等上がりず〕

○部会長

特になければ、議題の「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

この専門部会は、今日を含めて 3 回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご

理解とご協力をよろしく申し上げます。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労・使双方から基本的なお考えやご意見などをお伺いして、その後、個別協議に入り、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側から基本的な考え等をよろしく申し上げます。

○労働者代表委員

おはようございます。

労働側を代表いたしまして、私、濱崎の方から基本的な考え方、意見を述べさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症法上の扱いが季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられ、社会経済が少しずつ元に戻りつつあると思っています。

物価やエネルギー価格の高騰は落ち着き始めたとは言うものの、10月も食品については、だいたい4500品目以上の値上げ、そして大手電力・都市ガスの電気・ガス料金も上昇傾向にあるということで、賃金や最低賃金の引き上げの必要性とといったものは、今春闘以降、メディアを通じて今まで以上に注目されてきていると見ています。

当産業の適用地域は全国的に見ても4件（滋賀・三重・岡山・佐賀）と限られておりますし、地域間の比較も難しいと見ておりますので、審議の難しさといったものも考えております。そして滋賀県の最低賃金と同額の窯業・土石産業がどうなるのか注目もされていると思っておりますので、当審議会で決定する水準の位置づけは重要と見ております。

窯業・土石が取り扱う製品といったものについて、やはり消費者の目に届く物は少なく、製造業全体で付加価値を生み出す下支えの業種であるということ。そして、肉体的にも厳しい作業環境下で働く者がいて当産業が成り立っているというところも考慮していただきたいと思っております。当産業は輸送産業の影響を受ける中で特定最賃はどうあるべきか、当産業を如何にアピールして人材の流失

を防ぎ産業を持続させていくのか、このような視点も交えて審議を進めていく必要があると思っております。

労働条件の向上や産業構造の変化、そして労働人口の減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化などを鑑みれば、特定（産業別）最低賃金の意義と必要性といったものは高まっているであろうと見ています。

特定最賃は入り口賃金の意味合いで引き上げ、そして産業の維持・成長と恒久的な人材の確保に努めていく必要があるのではと思っております。

当産業においては、まだまだ厳しい経営環境下ではあるということは認識しておりますが、労使の社会的責任を果たすべく積極的な論議を行いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○部会長

ありがとうございました。

次に使用者側のお考えをお願いします。

○使用者代表委員

使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきます。

地賃の引き上げ額は、令和5年度967円と過去最高額の40円引上げ（4.31%）と使側としては不本意ではありますが決定をしております。3%以上の引き上げを始めた平成28年より、令和2年度はコロナ禍の影響で+2円となりましたが、令和5年までの8年間で累計203円と大幅な引き上げとなっております。平成27年比で26.6%の引き上げとなっており、その結果、特定最賃との差は急激に縮小しております。

産業で見ますと多くの企業は特定の産業だけに特化した仕事だけではなく、自動車や精密電機、窯業土石、一般機械などそれぞれが複合した仕事に携わり、産業別と言ったくくりで議論することが難しい状況になっているということを共有したいと思います。

地賃を大きく引き上げている状況の中、現在の「特定（産業別）最低賃金」に対しても一定の役割を終える時期が近付いていると感じている状況です。

特定（産業別）最賃は、地賃の目安に引っ張られることなく従来の考え方を踏襲し、我々としては真摯に議論をしていきたいと思えます。

以上です。

○部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。

これらに関して、その他にご意見等はございませんか。

○各委員

〔意見等あがらず〕

○部会長

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入りますが、例年どおり専門部会を休会として、労働者側・使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形で、よろしいでしょうか。

○各委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○労働者代表委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、まず、労働者側と公益側で個別協議し、次に使用者側と公益側で個別協議を行います。

労働者側は、検討の時間にどのくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

15分で。

○部会長

それでは、9時55分から労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明してください。

○事務局（室長）

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を、4FのTV会議室と5Fの労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は4FのTV会議室を、使用者側委員は5Fの労働基準部長室をご使用願います。なお、公益側との個別協議は、この会議室を使用します。

辰巳指導官が労働者代表委員を、浜口監督官が使用者代表委員をご案内します。

○部会長

では、ここから休会といたします。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は主に他産業との賃金の格差に危機感を持たれており、その人材確保が難しくなってくる中で最賃を上げたいというご意見、それを踏まえて組合の高卒初任給の平均賃金をベースに金額のご提示をいただいて議論をさせていただきました。

使用者側は製造業全体も含めてこの産業の景況感として、原材料価格の価格転嫁ができていないというところを中心に、この産業の業況感を説明いただいたうえで、金額としては第4表をベースに金額提示をいただいたところですが、本日のところ合意には至りませんでした。

次回の第2回専門部会においては、労使双方が、更に歩み寄っていただき、全会一致による金額決定を目指して、労使ともご協力をお願いしたいと思います。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いします。

その他、各委員から何かありましたらご意見等お願いします。

○各委員

〔意見等上がりず〕

○部会長

最後に事務局から何かありますか。

○事務局（室長）

次回第2回専門部会は、10月17日（火）午前9時30分から、この会場、3階大津労働基準監督署の会議室で開催いたします。

お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いいたします。

○部会長

それでは、「第1回 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。